人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI法）の概要

成立：令和７年５月28日　　一部施行：令和７年６月４日　　全面施行：令和７年９月１日

法律の必要性

日本のAI開発・活用は遅れている。

多くの国民がAIに対して不安。

イノベーションを促進しつつ、リスクに対応するため、既存の刑法や個別の業法等に加え、新たな法律が必要。

法律の概要

目的	**国民生活**の向上、**国民経済**の発展
基本理念	経済社会及び**安全保障上重要** ➡ 研究開発力の保持、**国際競争力**の向上 基礎研究から活用まで総合的・計画的に推進 **適正な研究開発・活用**のため**透明性**の確保等　　**国際協力において主導的役割**
AI戦略本部	**本部長：内閣総理大臣　構成員：全ての国務大臣** 関係行政機関等に対して必要な協力を求める
AI基本計画	研究開発・活用の推進のために**政府が実施すべき施策の基本的な方針**等
基本的施策	**研究開発**の推進、**施設等の整備・共用**の促進　　**人材確保、教育振興** **国際的な規範策定**への参画　　**適正性**のための**国際規範に即した指針**の整備 **情報収集**、権利利益を侵害する**事案の分析・対策検討、調査** **事業者等への指導・助言・情報提供**
責務	国、地方公共団体、研究開発機関、事業者、国民の責務、関係者間の連携強化 **事業者は国等の施策に協力しなければならない**
附則	**見直し規定**（必要な場合は所要の措置）

世界のモデルとなる法制度を構築

国際指針に則り、イノベーション促進とリスク対応を両立。最もAIを開発・活用しやすい国へ。